

## 収支予算の説明〔全国路線網・一の路線〕

収支予算の明細は機構の部分（業務実施計画の別紙）と会社の部分（事業許可の別紙）があります。

機構の部分は、中期目標に基づき、特定更新等工事に係る債務をその他の債務と区分するため、特定更新等工事に係る債務を除くその他の債務の残高を示す収支予算の明細と特定更新等工事に係る債務の残高を示す収支予算の明細に分けた上で、未償還残高の総額を記載しています。

特定更新等工事に係る債務を除くその他の債務の残高を示す収支予算の明細では、未償還残高の欄に毎年度の期首の債務と出資金が、会社からの引受け債務の欄に会社から資産とともに引き受ける債務が記載されています。収入の欄には貸付料、占用料等及び出資金等が、支出の欄には管理費等（消費税がほとんど）、支払利息及び無利子貸付金が記載されています。貸付料と占用料等、出資金等の合計から管理費等と支払利息、無利子貸付金の合計を引いた額が一番右の収支差となり、これで債務を返済していきます（未償還残高に記載された社会資本借入金および無利子借入金は別途返済時期が定められています。）。期首の債務残高と当期に会社から引き受けた有利子借入金の合計から収支差を除いた額が、翌期首の債務残高になっています（会社から引き受ける無利子借入金に係る債務は、建設に先立って機構が会社に貸し付けたものですので、資産・債務の引受段階で消滅し、機構の未償還残高には影響を与えません。また、出資金については、期首の値に出資金等から無利子貸付金を引いた額を加えると翌年度期首の出資金になっています。）。なお、料金徴収期限までの追加的な料金負担分の限定的な活用等によって実施される追加事業と追加事業を除くものの内訳も記載しています。

特定更新等工事に係る債務の残高を示す収支予算の明細では、未償還残高の欄に毎年度の期首の債務が、会社からの引受け債務の欄に会社から資産とともに引き受ける特定更新等工事に係る債務と、特定更新等工事に係る債務の返済期間中に必要となる修繕費等のその他の債務が記載されています。債務返済開始前の引受け債務に係る消費税相当額と債務返済開始前の支払利息相当額の欄には、債務返済開始前の引受け債務に係る消費税相当額と支払利息相当額が記載されています。収入の欄には、貸付料と占用料等が、支出の欄には管理費等、支払利息が記載されています。貸付料と占用料等の合計から管理費等と支払利息の合計を引いた額が一番右の収支差となり、これで債務を返済していきます。期首の未償還残高、当期に会社から引き受けた有利子借入金、債務返済開始前の引受け債務に係る消費税相当額と債務返済開始前の支払利息相当額の合計から収支差を除いた額が、翌期首の未償還残高になっています。

なお、出資金は機構の解散時に出資者に分配するものとされていますが、債務返済計画では、特定更新等工事に係る債務を除くその他の債務の返済計画において追加事業を除く債務の返済が終了した後に、出資金の残高を減らす形で記載しています。

会社の部分は、新たな資産形成に係らない部分として、料金収入、計画管理費及びこの差額としての貸付料支払いが記載されています。料金収入につきましては、国の作成した交通需要予測をベースに会社が推定した数値になっています。新たな資産形成に係る部分には、高速道路の新設・改築費等、修繕費等、更新費等及び災害復旧費に関する会社のキャッシュフローが、収入と支出の欄に記載されています。このうち災害復旧費は、債務返済計画では安全を見て協定変更時の年度に、以降の計画値を一括して支出する形で記載しています。機構の債務返済に影響を与えるのは、債務の欄に記載された機構への引き渡し債務です。事業（工事）の進行中は会社が資金を調達し、資産と債務を持っています。会社は事業の完成の都度、資産と債務（債務引受限度額を上限）を機構に引き渡しますので、複数年度に跨って実施する新設・改築、更新事業を行っている間は、会社のキャッシュフローと債務引き渡しのタイミングにずれが生じています。なお、貸付料支払い及び機構への引き渡し債務においては、追加事業と追加事業を除くその他の債務の内訳も記載しています。

## 収支予算の説明〔首都高速道路に係る地域路線網〕

収支予算の明細は機構の部分（業務実施計画の別紙）と会社の部分（事業許可の別紙）があります。

機構の部分は、中期目標に基づき、特定更新等工事に係る債務をその他の債務と区分するため、特定更新等工事に係る債務を除くその他の債務の残高を示す収支予算の明細と特定更新等工事に係る債務の残高を示す収支予算の明細に分けた上で、未償還残高の総額を記載しています。

特定更新等工事に係る債務を除くその他の債務の残高を示す収支予算の明細では、未償還残高の欄に毎年度の期首の債務と出資金が、会社からの引受け債務の欄に会社から資産とともに引き受ける債務が記載されています。収入の欄には貸付料、占用料等及び出資金等が、支出の欄には管理費等（消費税がほとんど）、支払利息及び無利子貸付金が記載されています。貸付料と占用料等の合計から管理費等と支払利息の合計を引いた額が一番右の収支差となり、これで債務を返済していきます（未償還残高に記載された社会資本借入金は別途返済時期が定められています。）。期首の債務残高と当期に会社から引き受けた有利子借入金の合計から収支差を除いた額が、翌期首の債務残高になっています（会社から引き受ける無利子借入金に係る債務は、建設に先立って機構が会社に貸し付けたものですので、資産・債務の引受段階で消滅し、機構の未償還残高には影響を与えません。出資金については、期首の値に出資金等の額を加えると翌年度期首の出資金になっています。）。

特定更新等工事に係る債務の残高を示す収支予算の明細では、未償還残高の欄に毎年度の期首の債務が、会社からの引受け債務の欄に会社から資産とともに引き受ける特定更新等工事に係る債務と、特定更新等工事に係る債務の返済期間中に必要となる修繕費等のその他の債務が記載されています。債務返済開始前の引受け債務に係る消費税相当額と債務返済開始前の支払利息相当額の欄には、債務返済開始前の引受け債務に係る消費税相当額と支払利息相当額が記載されています。収入の欄には、貸付料と占用料等及び出資金等が、支出の欄には管理費等、支払利息及び無利子貸付金が記載されています。貸付料と占用料等の合計から管理費等と支払利息の合計を引いた額が一番右の収支差となり、これで債務を返済していきます。期首の未償還残高、当期に会社から引き受けた有利子借入金、債務返済開始前の引受け債務に係る消費税相当額と債務返済開始前の支払利息相当額の合計から収支差を除いた額が、翌期首の未償還残高になっています（会社から引き受ける無利子借入金に係る債務は、建設に先立って機構が会社に貸し付けたものですので、資産・債務の引受段階で消滅し、機構の未償還残高には影響を与えません。）。

なお、出資金は機構の解散時に出資者に分配するものとされていますが、債務返済計画では、特定更新等工事に係る債務を除くその他の債務の返済計画において債務の返済が終了した後に、出資金の残高の一部を減らし、その後、特定更新等工事に係る債務の返済計画における債務の返済が終了した後に、残りの出資金の残高を減らす形で記載しています。

会社の部分は、新たな資産形成に係らない部分として、料金収入、計画管理費及びこの差額としての貸付料支払いが記載されています。料金収入につきましては、国の作成した交通需要予測をベースに会社が推定した数値になっています。新たな資産形成に係る部分には、高速道路の新設・改築費等、修繕費等、更新費等及び災害復旧費に関する会社のキャッシュフローが、収入と支出の欄に記載されています。このうち災害復旧費は、債務返済計画では安全を見て協定変更時の年度に、以降の計画値を一括して支出する形で記載しています。機構の債務返済に影響を与えるのは、債務の欄に記載された機構への引き渡し債務です。事業（工事）の進行中は会社が資金を調達し、資産と債務を持っています。会社は事業の完成の都度、資産と債務（債務引受限度額を上限）を機構に引き渡しますので、複数年度に跨って実施する新設・改築、更新事業を行っている間は、会社のキャッシュフローと債務引き渡しのタイミングにずれが生じています。

## 収支予算の説明〔阪神高速道路（阪神圏）に係る地域路線網〕

収支予算の明細は機構の部分（業務実施計画の別紙）と会社の部分（事業許可の別紙）があります。

機構の部分は、中期目標に基づき、特定更新等工事に係る債務をその他の債務と区分するため、特定更新等工事に係る債務を除くその他の債務の残高を示す収支予算の明細と特定更新等工事に係る債務の残高を示す収支予算の明細に分けた上で、未償還残高の総額を記載しています。

特定更新等工事に係る債務を除くその他の債務の残高を示す収支予算の明細では、未償還残高の欄に毎年度の期首の債務と出資金が、会社からの引受け債務の欄に会社から資産とともに引き受ける債務が記載されています。収入の欄には貸付料、占用料等及び出資金等が、支出の欄には管理費等（消費税がほとんど）、支払利息及び無利子貸付金が記載されています。貸付料と占用料等の合計から管理費等と支払利息の合計を引いた額が一番右の収支差となり、これで債務を返済していきます（未償還残高に記載された社会資本借入金は別途返済時期が定められています。）。期首の債務残高と当期に会社から引き受けた有利子借入金の合計から収支差を除いた額が、翌期首の債務残高になっています。（会社から引き受ける無利子借入金に係る債務は、建設に先立って機構が会社に貸し付けたものですので、資産・債務の引受段階で消滅し、機構の未償還残高には影響を与えません。出資金については、期首の値に出資金等の額を加えると翌年度期首の出資金になっています。）。なお、料金徴収期間までの追加的な料金負担分の活用等によって実施される追加事業と追加事業を除くものの内訳も記載しています。

特定更新等工事に係る債務の残高を示す収支予算の明細では、未償還残高の欄に毎年度の期首の債務が、会社からの引受け債務の欄に会社から資産とともに引き受ける特定更新等工事に係る債務と、特定更新等工事に係る債務の返済期間中に必要となる修繕費等のその他の債務が記載されています。債務返済開始前の引受け債務に係る消費税相当額と債務返済開始前の支払利息相当額の欄には、債務返済開始前の引受け債務に係る消費税相当額と支払利息相当額が記載されています。収入の欄には、貸付料と占用料等が、支出の欄には管理費等、支払利息が記載されています。貸付料と占用料等の合計から管理費等と支払利息の合計を引いた額が一番右の収支差となり、これで債務を返済していきます。期首の未償還残高、当期に会社から引き受けた有利子借入金、債務返済開始前の引受け債務に係る消費税相当額と債務返済開始前の支払利息相当額の合計から収支差を除いた額が、翌期首の未償還残高になっています。

なお、出資金は機構の解散時に出資者に分配するものとされていますが、債務返済計画では、債務の返済が終了した後に、出資金の残高を減らす形で記載しています。

会社の部分は、新たな資産形成に係らない部分として、料金収入、計画管理費及びこの差額としての貸付料支払いが記載されています。料金収入につきましては、国の作成した交通需要予測をベースに会社が推定した数値になっています。新たな資産形成に係る部分には、高速道路の新設・改築費等、修繕費等、更新費等及び災害復旧費に関する会社のキャッシュフローが、収入と支出の欄に記載されています。このうち災害復旧費は、債務返済計画では安全を見て協定変更時の年度に、以降の計画値を一括して支出する形で記載しています。機構の債務返済に影響を与えるのは、債務の欄に記載された機構への引き渡し債務です。事業（工事）の進行中は会社が資金を調達し、資産と債務を持っています。会社は事業の完成の都度、資産と債務（債務引受限度額を上限）を機構に引き渡しますので、複数年度に跨って実施する新設・改築、更新事業を行っている間は、会社のキャッシュフローと債務引き渡しのタイミングにずれが生じています。なお、貸付料支払い及び機構への引き渡し債務においては、追加事業と追加事業を除くものの内訳も記載しています。